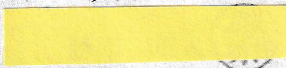
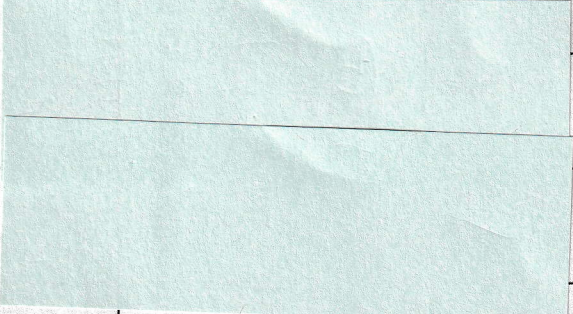


専決区分		なし		起 案 用 紙			保存期間	永年
町長 	副町長 	教育長 	起 案 者	所 属 都市基盤部 都市整備課 都市計画班		分 類	— — —	
		職(役職)名 班長		起 案	令和 23 年 1 月 13 日			
		氏 名 		決 裁	令和 23 年 1 月 13 日			
						施 行	令和 23 年 1 月 13 日	
合 議	企画総務部 総務課 経済産業部 プロパティ 推進課	   	課長補佐	班・室長	課 僚	文書番号		
						示 第 5 号		
						機密性 3		
						要		
						公印 承認者印		
指示・意見						発送種別		
						調整会議 (部長等記入)		
						要・不要		
先方の文書				情報公開の取扱い				
月 日付け 第 号				開示 (非開示等の理由) 条例第 条第 号該当				
あて先				発信者名	町長			
標 題	都市公園の廃止の告示について							
このことについて 別紙 のとおり 告示 してよろしいか。								
町が用地事務を受託し、事業を推進する足柄SA周辺地区開発事業に伴い移転を要する産業廃棄物処理施設(中間処理施設:安定処理)の移転先として、都市公園法第16条の規定(その他公益上特別の必要がある場合)により次の都市公園の一部を同施設の移転先とするため、移転事業者に対する小山町土地利用承認と同時に廃止したことを告示するものです。 【告示内容】 ・廃止する都市公園の名称、位置及び区域 【告示する場所】 ・小山町役場本庁及び北郷支所(所在支所)								

小山町告示第 5 号

小山町都市公園条例（平成9年小山町条例第1号）第15条の規定に基づき、次のように告示する。

令和 3 年 1 月 13 日

小山町長 池 谷 晴 一

記

1 廃止する公園

名 称	位 置 及 び 区 域
棚頭第一公園の一部	小山町棚頭字駿川端360番4、同所365番1、 同所365番5、同所368番1、同所368番3の 計3,327㎡

2 廃止年月日

令和 3 年 1 月 13 日